

## 景観形成基準等一覧表

## (1) 建築物の基準

区域	壁面の位置	高さ	屋根・庇	外壁	建具	外構	建築設備等	掲出物	
景観形成基準	指定地区全域 「城下町ゾーン」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り(注1)から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。ただし、県道中央下徳久線以南については、この限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根を基本とする。</li> <li>・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。</li> <li>・全色相、明度5以下、彩度1以下とし、無彩色の場合は、明度6以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。</li> <li>・色相はYR(橙)系及びY(黄)系の5Yまでとし、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りではない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とする。</li> <li>・生垣、花壇等沿道の緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り(注1)から目立たないようにする。</li> <li>・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通り(注1)及び最上山の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。</li> </ul>
	酒蔵通り (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。</li> <li>・やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにするとともに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。</li> <li>・1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、軒先の位置と勾配を周囲の伝統的な建築物に合わせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り又は板張りとする。</li> <li>・やむを得ず上記による場合は、周囲と調和した素材、色調による和風意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。</li> <li>・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀を設置する場合は、町並みとの連続性の確保に努め、和風意匠のものとする。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。</li> </ul>
景観形成重点基準(素案) (注3)	重点区域 全域	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数は2階以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根とする。</li> </ul>	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。</li> </ul>
	景観展望地点 から見える 建築物等 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する建築物との連続性を確保する。</li> <li>・やむを得ず、酒蔵通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、景観展望地点からの町並みの連続性を確保する。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は和瓦葺きとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒蔵通りから見える開口部や格子は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。</li> <li>・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、伝統的意匠を用いた木製の格子を設置し、外観上はアルミサッシ等が容易に確認できないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀を設置する場合は、漆喰塗り又は、板張りの伝統的意匠とする。</li> </ul>	—	—

注1：対象は原則、当該通りに面する建築物等とする。

注2：対象は景観展望地点から見える建築物等とする。今後、建築等により景観展望地点から見えることとなる建築物等も含む。

注3：表に定めのない基準については、宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区の基準に準じる。

## (2) 自動販売機に関する基準

	位置	意匠	色彩	その他
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。</li> </ul>
景観形成重点基準(素案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩を周辺景観と調和させる。</li> </ul>